最終更新日：2016年6月24日
株式会社　東邦銀行
取締役頭取　北村清士
問合せ先：総合企画部（024-523-3131）
証券コード：8346
http://www.tohobank.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当行グループは、企業理念である社会的使命「地域を見つめ、地域とともに」、経営姿勢「お客さまの満足のために」、行動規範「新しい感覚と柔軟な発想をもって」のもと、法令等遵守の徹底、健全な業務運営の確保および揺るぎない信頼性の確立を図っております。
また、グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、次の基本方針に沿って、実効的なコーポレートガバナンスの実現に取組んでおります。
（1）株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組む。
（2）株主、お客さま、従業員および地域社会をはじめとしたさまざまなステークホルダーとの適切な協働に努め、健全な業務運営をする企業文化・風土を醸成する。
（3）ステークホルダーとの建設的な対話を行う基盤を構築するため、非財務情報を含む会社情報の適切な開示と銀行経営の透明性の確保に努める。
（4）取締役会は経営戦略等の大きな方向性を示し、経営陣による適切なリスクテイクを支える環境整備を行う。
また、独立した客観的な立場から経営陣に対する実効性の高い監督を行う。
（5）持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう株主との間で建設的な対話を行う。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コードの各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－4】
＜上場株式の政策保有に関する方針＞
政策保有株式については、地域金融機関としての総合的な取引関係の維持・強化および経営戦略上の協力関係の維持・強化に資すると判断される場合に保有いたします。
政策保有する全ての上場株式については、毎年、保有意義を検証し、その保有の可否を判断致します。
＜政策保有株式にかかる議決権行使基準＞
政策保有株式にかかる議決権の行使にあたっては、取引先等の持続的な企業価値の向上ならびに当行の中長期的な経済的利益を勘案したうえで、議案ごとに賛否を総合的に判断致します。

【原則1－7】
当行や株主の利益に反する取引が行われることがないよう取締役会規程に基づき、当行と取締役の競業取引および利益相反取引について、取締役会に付議し、承認を得ることとしております。また、現時点において関連当事者の開示に関する会計基準および同適用指針に該当する「主要株主」（自己または他人の名義をもって総株主の10％以上を保有する株主等）は存在しません。なお、関連当事者取引につきましては、所管部署が把握し、適切に開示いたします。

【原則3－1】
（1）当行では経営理念および中期経営計画を策定し公表しております。詳細は当行ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。
（2）当行のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方（基本方針）につきましては、本報告書の「1．1．基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。
（3）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続きについては、本報告書の「2．1．【取締役報酬関係】」に記載しておりますので、ご参照ください。
（4）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行うにあたっての方針と手続きは以下の通りです。
A．優れた人格・見識・能力および豊富な経験ならびに高い倫理観を有する人物を取締役候補者および監査役候補者として選定いたします。
B．豊富な実務経験と高い能力・見識を備え、当行の発展に貢献することを期待できる人物を役付取締役として指名いたします。
C．取締役候補者および役付取締役については、代表取締役と社外取締役で構成する指名・報酬協議会における審議を行い、客観性・透明性を確保のうえ、取締役会で決議しております。
D．監査役候補者については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決議しております。
（5）取締役候補者および監査役候補者の個々の選任・指名の説明に関しましては、当行ホームページに掲載している定時株主総会招集ご通知の「株主総会参考書類」に記載しております。

【補充原則4－1－1】
当行は、法令上、取締役会における決議事項とすることが定められている事項、並びにこれに準ずる重要な事項等について、取締役会において審議・決定しております。
また、経営意思決定の機動性を確保するため、頭取を含む役付取締役からなる「常務会」を設置し、取締役会からの権限委譲事項について審議・決定しております。
権限委譲については、取締役会規程・取締役会付議基準、常務会規程・常務会付議基準、稟議決裁権限規程を定め、取締役会から常務会、取締役等への権限委譲事項について明確に定めております。

【原則4－8】
当行は、地域金融機関における豊富な経験を有し、業務に精通している人材を取締役として選任し、それぞれが業務執行状況を相互に監督・牽制する質の高い経営執行・管理態勢を構築しております。加えて、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、独立した客観的な立場から実効性の高い監督を行っていただくため、多様な知見や専門性を備えた独立社外取締役を2名選任しております。

【原則4－9】
当行が定める「社外取締役の独立性判断基準」の概要につきましては、本報告書の「2．1．【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4－11－1】
取締役会は、取締役会全体として多様な知識・経験・専門性を備えることができるよう、バランスのとれた取締役で構成するとともに、定款の定める範囲内において、効果的かつ効率的な運営ができる員数としております。

【補充原則4－11－2】
当行は、取締役・監査役、取締役・監査役候補者の重要な兼職の状況を「株主総会招集ご通知」の事業報告や参考書類に記載し、開示しております。本報告書提出日現在の取締役・監査役の重要な兼職の状況につきましては、本報告書の「2．1．【取締役関係】会社との関係（2）」および「2．1．【監査役関係】会社との関係（2）」に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4－11－3】
取締役会は、各取締役および監査役による取締役会の構成、取締役会および取締役の役割、取締役会の運営、取締役および監査役への支援にかかる評価をもとに、取締役会全体の実効性について分析・評価を行っております。
平成28年6月の取締役会において、平成27年度の取締役会の分析・評価を実施しており、取締役会全体の実効性は十分確保されていることを確認するとともに、取締役会における議論のさらなる活性化に取組んでいくことを課題として共有しております。

【補充原則4－14－2】
当行は、取締役および監査役が、その役割・責務を果たすために必要な知識の習得や更新ができる機会を提供するとともに、その費用の支援を行います。

【原則5－1】
（1）当行は、株主の皆さまとの対話（面談）の申込みに対しては、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で主体的に取組んでまいります。
（2）株主の皆さまとの対話全般について、建設的な対話が実現するよう、総合企画部担当役員が中心となって配慮し、株主の皆さまの立場に関する理解を踏まえた適切な対応に努めてまいります。
（3）株主の皆さまとの対話にあたっては、総合企画部が総合管理部、総務部等と適切に情報交換を行い、有機的に連携しております。
（4）株主の皆さまとの対話の一環として、各種IR説明会を継続実施するとともに、ホームページやディスクロージャー誌などにおいて分かりやすい情報開示に努めております。

（5）株主の皆さまとの対話において把握された意見等については、適宜、経営陣および取締役会へ報告しております。
（6）株主の皆さまとの対話に際してのインサイダー情報については、インサイダー取引未然防止に係る行内規程に基づき適切に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	14,368,000	5.69
東邦銀行従業員持株会	10,955,807	4.33
明治安田生命保険相互会社	9,924,382	3.93
日本生命保険相互会社	9,923,670	3.93
福島商事株式会社	8,436,725	3.34
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO(常任代理人　シティバンク銀行株式会社)	5,043,000	1.99
日東紡績株式会社	4,746,000	1.87
東北電力株式会社	4,658,090	1.84
住友生命保険相互会社	3,939,000	1.56
東京海上日動火災保険株式会社	3,820,994	1.51

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は平成28年3月末現在。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にございません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田口　信太郎	他の会社の出身者											
青野　亜佐緒	弁護士								○			
渡部　速夫	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田口　信太郎	○	＜略歴＞ 昭和49年　4月　日本放送協会入局 平成10年　6月　松山放送局放送部副部長 平成12年　5月　報道局取材センター担当部長 平成13年　6月　報道局取材センター経済部長 平成15年　6月　福島放送局長 平成18年　7月　財団法人NHKサービスセンターへ転籍 平成23年　7月　財団法人NHKサービスセンター理事 平成24年　6月　同理事退任 平成24年　6月　当行取締役（現職） ＜属性情報＞ 田口氏と当行との間には、開示すべき特別の利害関係はありません。	幅広い知識と豊富な経験を活かし、高い見識からの当行経営全般に対する助言ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における牽制機能を期待して、社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所の規程する「独立性基準」に抵触せず、経営からの独立性が高く、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。
青野　亜佐緒	○	＜略歴＞ 平成　7年　4月　アメリカンファミリー生命保険株式会社入社 平成　8年　3月　退職 平成14年10月　東京弁護士会登録 山浦法律事務所入所 平成17年　4月　退所 平成17年10月　中島成総合法律事務所入所 平成20年　4月　退所 平成20年　5月　奥野総合法律事務所（現：奥野総合法律事務所・外国法共同事業）入所 平成21年　7月　フロンティア・マネジメント株式会社へ出向 平成22年　6月　奥野総合法律事務所（現：奥野総合法律事務所・外国法共同事業）へ帰任 平成24年10月　フロンティア・マネジメント株式会社へ出向 平成26年　3月　奥野総合法律事務所（現：奥野総合法律事務所・外国法共同事業）へ帰任 平成27年　6月　当行取締役（現職） ＜属性情報＞ 青野氏は、当行が法律相談等を依頼して	弁護士としての高い見識及び法律の専門性からの当行経営全般に対する助言ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における牽制機能を期待して、社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所の規程する「独立性基準」に抵触せず、経営からの独立性が高く、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。

		いる奥野総合法律事務所に勤務しておりますが、取引の規模、性質に照らして株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略します。	
渡部　速夫			金融政策全般にわたる幅広い知識と豊富な経験を有しており、その高い見識からの当行経営全般に対する助言ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における牽制機能を期待して、社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬協議会	7	0	4	3	0	0	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬協議会	7	0	4	3	0	0	なし

補足説明 更新

－

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査役は、会計監査人の監査計画策定を聴取し、監査項目や手続等に関する意見交換を行うとともに、営業店・本部・子会社往査への同行や監査講評への立会い、随時報告を受けております。
　また、期末には会計監査人より「監査報告書」を受領し、監査結果の確認を行うことに加え、定期的な情報交換を行うなど、効率的な監査の実施・展開に向け、連携を保っております。
2. 監査役は、内部監査部門による営業店・本部・子会社に対する監査講評への立会い、重要情報の相互提供や意見交換、内部監査部門の会議への出席等、監査役と内部監査部門との緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
赤城　恵一	他の会社の出身者										△	△		
原　徹	他の会社の出身者										○			
藤原　隆	他の会社の出身者										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
赤城　恵一	○	＜略歴＞ 昭和49年　4月　福島県庁入庁 平成12年　4月　秘書課政策調査室長 平成14年　4月　財政課長 平成15年　4月　総務部政策監 平成17年　4月　会津大学（現：公立大学法人会津大学）事務局長 平成18年　3月　福島県庁総務部理事（公立大学法人会津大学事務局長） 平成19年　4月　保健福祉部長	地方行政に携わってこられた経歴に基づいた幅広い見識を有していることから、社外監査役に選任しております。 また、東京証券取引所の規程する「独立性基準」に抵触せず、経営からの独立性が高く、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。

		子ども施策担当理事 平成21年　4月　総務部長 平成22年　3月　福島県庁退職 平成22年　5月　福島県信用保証協会 専務理事 平成26年　5月　専務理事退任 平成27年　6月　当行監査役（現職） ＜属性情報＞ 赤城氏は、当行と銀行取引を有する公立大学法人会津大学、福島県、福島県信用保証協会に勤務しておりましたが、いずれも取引の規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略します。 また、当行取締役頭取の北村清士は、赤城氏が専務理事を務めていた福島県信用保証協会の非常勤理事に就任しております。	
原　徹	○	＜略歴＞ 昭和52年　4月　日本銀行入行 平成10年　4月　システム情報局 企画課長 平成11年　4月　熊本支店長 平成13年　2月　システム情報局参事役 平成15年　8月　人事局審議役 （総務担当） 平成16年　5月　システム情報局長 平成19年　4月　検査役検査室長 平成21年　6月　横浜銀行常勤監査役 （社外監査役） 平成25年　6月　常勤監査役 （社外監査役）退任 平成25年　7月　日本通運株式会社 警備輸送事業部顧問 平成26年　3月　旭硝子株式会社監査役 （社外監査役）（現職） 平成27年　4月　日本通運株式会社 警備輸送事業部 顧問退職 平成27年　6月　当行監査役（現職） ＜属性情報＞ 原氏は、当行と銀行取引を有する日本銀行、日本通運株式会社に勤務しておりました。また、当行と銀行取引を有する旭硝子株式会社の監査役（社外監査役）に就任しておりますが、いずれも取引の規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響をおよぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	金融業務に精通した専門的な知見を有していることから、社外監査役に選任しております。 また、東京証券取引所の規程する「独立性基準」に抵触せず、経営からの独立性が高く、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。
藤原　隆	○	＜略歴＞ 昭和47年　4月　大蔵省入省 昭和52年　7月　米沢税務署長 平成 元年　6月　東京国税局調査第一部長 平成　4年　7月　主税局調査課長 平成　5年　7月　証券局証券市場課長・証券業務課長 平成　8年　7月　総務課長 平成10年　7月　東北財務局長 平成11年　7月　金融監督庁長官官房審議官 平成12年　7月　金融庁総務企画局審議官（総務担当） 平成14年　7月　総務企画局長 平成15年　9月　損害保険料率算出機構副理事長 平成18年　7月　株式会社ジャスダック証券取引所　取締役兼代表執行役会長 平成20年　6月　電源開発株式会社監査役 平成21年　6月　電源開発株式会社常任監査役 平成26年　7月　日本興亜損害保険株式会社（現　損害保険ジャパン日本興亜株式会社）顧問（現職） 平成28年　6月　当行監査役（現職） ＜属性情報＞ 藤原氏は、当行と銀行取引を有する日本興亜損害保険株式会社（現　損害保険ジャパン日本興亜株式会社）の顧問に就任しておりますが、いずれも取引の規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	豊富な要職経験、卓抜した幅広い見識から、当行の監査に対する専門的見地からの客観的な監査・監督をしていただくことを期待して、社外監査役に選任しております。 また、東京証券取引所の規程する「独立性基準」に抵触せず、経営からの独立性が高く、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

当行では、独立役員の要件を満たす社外取締役、社外監査役をすべて独立役員として指定しております。
〈社外役員の独立性判断基準〉
社外取締役および社外監査役の候補者が、東京証券取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、現在または最近（注1）において、次のいずれの要件にも該当しない場合、独立性を有すると判断する。
（1）当行を主要な取引先（注2）とする者、またはその者が法人等（注3）である場合にはその業務執行者。
（2）当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
（3）当行から役員報酬以外に、多額（注4）の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人等である場合は、当該法人等に所属する者をいう。）。
（4）当行から多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にその業務執行者。
（5）当行の主要株主（注5）、またはその者が法人等である場合には、その業務執行者。
（6）次に掲げる者（重要（注6）でない者は除く）の近親者（注7）。

A. 上記(1)～(5)に該当する者
B. 当行およびその子会社の取締役、監査役、執行役員または業務執行者

(注1)「最近」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。
(注2)「主要な取引先」とは、事業年度の連結売上高(当行の場合は連結経常収益)の2%以上を基準に判定。また、融資取引については、当行の融資額が最上位の取引額であり、かつ当該融資を直ちに回収した場合は、事業継続に深刻な影響を及ぼすなど当行の与信方針の変更が取引先に対して著しい影響を与える場合は、主要な取引先とする。
(注3)「法人等」とは、法人以外の団体を含む。
(注4)「多額」とは、過去3年平均で年間1，000万円以上の金額をいう。
(注5)「主要株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者、または法人等をいう。
(注6)「重要」とは、会社の役員・部長クラスの者、会計専門家・法律専門家については公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者をいう。
(注7)近親者とは、二親等以内の親族をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬体系については、確定金額報酬と業績連動型報酬としております。
なお、業績連動型報酬については、当期純利益を基準として下記のとおり決定される額を支給することとしております。

＜業績連動報酬限度額＞

当期純利益水準(※)	業績連動報酬限度額
○30億円以下	0円
○30億円超～ 40億円以下	30百万円
○40億円超～ 60億円以下	40百万円
○60億円超～ 80億円以下	50百万円
○80億円超～100億円以下	60百万円
○100億円超	70百万円

(※)当期純利益は当行単体の額としております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役に対する報酬等は322百万円。

うち、定款又は株主総会で定められた350百万円の報酬限度額の範囲内で支給した報酬額252百万円(使用人兼務取締役の使用人分報酬71百万円は含めておりません)、業績連動型報酬見込額70百万円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1)社外取締役を除く取締役の報酬については、役割や責任に応じ、月次で支給する基本報酬と株式取得目的報酬、および単年度の業績に応じて支給する業績連動型報酬で構成しております。
(2)社外取締役の報酬は、基本報酬のみとしております。
(3)各取締役の報酬については、代表取締役と社外取締役で構成する指名・報酬協議会において審議を行い、客観性・透明性を確保のうえ、取締役会決議を経て決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役(会)の事務局には、業務執行部門からの独立性を確保する観点から、専属のスタッフを配置し、業務監査のサポートを行っております。
なお、当該スタッフの人事に関しては、監査役と取締役が意見交換を行うなどにより、監査役(会)へのサポート体制維持に努めております。
また、監査役(会)は必要に応じ内部統制システムの構築・運用状況について、当行および子会社の取締役および全従業員等から報告を受けることとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 現状の体制の概要
(1)会社の機関の内容
取締役会は14名(社外取締役3名、うち女性1名)で構成され、原則毎月2回開催しております。取締役会は、企業理念を踏まえた経営計画やコンプライアンス・プログラム、リスク管理の基本方針の決定および統制環境整備のための組織や内部監査に関する事項など、法令および定款に定める事項のほか、業務の方針、その他重要な事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。
また、意思決定の迅速化を図る観点から、役付取締役からなる常務会を設置し、取締役会から委任された業務執行等の決定、業務執行にあたっての重要な審議等を随時行い、より質の高い経営執行体制・経営管理体制を構築しております。加えて、執行機能の充実・強化を図る観点から、執行役員制度を導入しており、取締役会で選任された執行役員が責任をもって担当部門の業務執行にあたる体制としております。
当行では監査役会設置会社としており、監査役会は常勤監査役2名と非常勤(社外)監査役3名の5名で構成され、原則毎月2回開催しております。
監査役は、全員が取締役会に出席し、各取締役の業務執行状況を監査するとともに、常勤監査役は常務会や各種委員会などの重要な会議にも出席し、適切な提言・助言を行っております。

(2)内部監査および監査役監査、会計監査の状況
当行の内部監査部署である監査部は、平成28年3月末現在で業務に精通した人員27名が在籍し、被監査部門との独立性を保ちながら、グループ全体の法令等遵守態勢およびリスク管理態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証しております。
また、監査役は、各種経営会議への出席や本支店および本部各部の業務監査等を定期的に実施し、各取締役および業務執行部門に対する牽制機能を果たすほか、監査部・会計監査人との会合を随時開催し、相互に連携・情報交換しながら監査を実施しております。
当行の会計監査人は新日本有限責任監査法人であります。平成28年3月期の監査業務は公認会計士3名(水守理智氏、鈴木和郎氏、岩崎裕男氏)が業務を執行し、補助者は公認会計士8名、その他13名で構成されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行は、地域金融機関における豊富な経験を有し、業務に精通している人材を取締役として選任し、それぞれが業務執行状況を相互に監督・牽制する質の高い経営執行・管理体制を構築しております。また、独立社外取締役2名を選任し、経営執行等における合理性、客観性のより一層の向上を図っております。

当行では、独立社外監査役3名と常勤監査役2名による監査役会を設置しており、監査役による各取締役および業務執行部門に対する牽制機能が有効に機能することで、経営監視機能の客観性及び中立性を確保しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	今年度は、株主総会開催日の22日前に招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	平成9年より、株主総会の開催日については、集中日を回避して運営を行っております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知（要約）の英文での提供	当行は英文での招集通知をホームページに掲載しております。
その他	当行のホームページおよびTDネットに株主総会の招集通知の内容を掲載し、より広く情報開示を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	福島県内の6会場で地元向けIRを開催し、代表者自らが経営状況・経営方針等について説明しております。（平成27年度：福島市、郡山市、白河市、会津若松市、南相馬市、いわき市） また、個人投資家向けIRを開催し、代表者自らが経営状況・経営方針等について説明しております。（平成27年度：福島市、郡山市、白河市、会津若松市、南相馬市、いわき市）	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家とのワン・オン・ワン・ミーティングを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	半期毎のIR資料をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総合企画部にて対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コーポレートメッセージ「すべてを地域のために」の理念に則り、福島県を中心とした地域経済の復興のため、平成27年4月よりスタートした中期経営計画「とうほう“サミット”プラン」～裾野を広く、山を高く～において、「ふくしまの“復興から成長”への貢献」を経営の最優先事項として明記し、各種復興支援に取組んでおります。また、「企業倫理宣言」では、CSRの観点から、ステークホルダーの立場の尊重に関する内容を織り込んでおります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成24年4月に営業開始した特例子会社「株式会社とうほうスマイル」を通じて、働くことを希望する障がい者の方々の自立と社会参加の促進に取組んでおります。 また、金融教育支援への取組みとして、全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園」福島大会を継続的に開催しております。 環境保全活動への取組みでは、福島県が推進する「企業の森林づくり」制度に参画し、役職員や家族による植林活動「とうほう・みんなの森づくり」を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「企業広報」としての地元向けIRの開催やディスクロージャー誌の作成に加え、ホームページの拡充等、様々なツールを効果的に活用しながら情報発信に努めるとともに、「適時開示規程」に基づく適時適切な情報開示に積極的に努めております。
その他	≪女性管理職の登用状況と登用促進に向けた取組みについて≫ 1．登用状況 ・取締役14名のうち女性1名（社外取締役）を選任しております。 <平成27年10月1日現在の状況> ・支店長5名、副支店長6名、課室長1名、計管理職12名（女性管理職比率2．7%）、 中間管理職134名（女性中間管理職比率21．7%）、 2．女性活躍推進法に基づく数値目標（平成28年4月1日～平成32年3月31日） ・役席者に占める女性の割合を20%以上とする ・女性総合職の平均勤続年数を15年以上とする 3．女性の活躍促進に向けた取組み ・平成21年に発足した女性活躍推進プロジェクト「ハートフルスマイル」では、女性が活き活きと働くことができる組織を創ることを目的に、職場環境・人事制度・営業戦略などに関するテーマについて様々な提案を行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．当行の法令等遵守態勢
(1)取締役会は「法令等遵守の基本方針」とこれに基づく具体的な行動規範としての「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役および全従業員等がこれを遵守しております。
(2)取締役会は、年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し、具体的な実践計画に基づく態勢整備を図っております。加えて、コンプライアンス担当役員を委員長とする「法令遵守委員会」を設置し、定期的に法令等遵守態勢・状況のチェック及び管理等の審議結果について報告を受けております。また、全行的な法令等遵守の統括に関する事項を所管するコンプライアンス統括部門を設置しております。
(3)コンプライアンス統括部門は、法令等遵守状況のチェック及び管理等を行うとともに、各部店で任命される法令遵守担当者を通じて法令等遵守態勢の徹底を行っております。加えて、公益通報者保護の窓口として、子会社を含めた全従業員等に対してコンプライアンス上問題のある事項を直接報告させる態勢を構築し、その報告内容に応じ速やかに是正措置を講じております。
(4)内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証しております。
(5)当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断いたします。

2．当行の取締役の職務執行に係る情報管理態勢
取締役の職務の執行状況に関する情報については、文書規程等に基づき、各種会議の議事録および各種業務の執行にかかる稟議書等を作成しております。これらの文書については、取締役および監査役が常時閲覧できるよう保存・管理しております。

3．当行のリスク管理態勢
(1)取締役会は「リスク管理の基本方針」および各リスクの管理規程等を制定し、リスク統括部門および各リスク管理部門、管理方法等を定めております。加えて「業務継続計画」および「危機管理対応マニュアル」を定め、各種リスクの顕在化を契機とする危機発生時における速やかな復旧と円滑な対応に努めております。
(2)取締役会は、「リスク管理委員会」等を設置し、定期的に各種リスクの保有状況や対応方針等にかかる審議結果について報告を受けております。リスク統括部門は、各リスクの管理部門を通じて常時モニタリングを行うとともに、その結果について取締役会に報告しております。
(3)内部監査部門は、リスク管理態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証しております。

4．当行の職務の効率性確保
定款に定めた事業目的を取締役が効率的に遂行するため、以下の態勢を構築しております。
(1)取締役会は、機関・職制・業務分掌・権限委譲等に関する諸規程を策定し、効率的な職務遂行を実践しております。
(2)取締役会は、中期経営計画や年度基本方針、年度および半期予算等を策定するとともに、「常務会」や「経営戦略実行委員会」等で進捗管理を行い、必要な経営施策を機動的に策定しております。
(3)取締役は、その業務執行状況について取締役会に報告しております。

5．当行およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する態勢
(1)当行の取締役会が子会社の業務の適正を監視するとともに、「グループ会社管理規程」を制定して子会社の統括・管理部門を明らかにし、各社における法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備等当行およびその子会社から成る企業集団での内部統制システムを構築しております。
(2)当行は、各子会社に対し、「コンプライアンス・マニュアル」、「リスク管理の基本方針」の制定、経営計画の策定、その業務執行状況を定期的に当行経営陣に対して報告することなどを求めることにより、当行およびその子会社から成る企業集団での業務の適正および効率性を確保しております。
(3)内部監査部門は、子会社における法令等遵守態勢やリスク管理態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて子会社およびその統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証しております。
(4)当行およびその子会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理態勢を整備しております。

6．監査役（会）へのサポート態勢
(1)監査役（会）の事務局には、業務執行部門からの独立性を確保する観点から、専属のスタッフを配置し、監査役（会）における業務監査のサポートを行っております。
(2)当該スタッフの人事に関しては、監査役と取締役が意見交換を行うなどにより、監査役（会）へのサポート態勢維持に努めております。

7．監査役（会）への報告態勢
(1)監査役は、法令等に定める事項のほか、必要に応じ内部統制システムの構築・運用状況について当行およびその子会社の取締役および全従業員等から報告を受けております。また、監査役は取締役会・常務会・各種委員会など重要な会議に出席するとともに、各種議事録や重要書類等の閲覧により、執行状況の報告を受けております。
(2)監査役は、当行およびその子会社の公益通報者保護の窓口であるコンプライアンス統括部門より、公益通報にかかる内容報告を受けております。
(3)当行およびその子会社は、前記(1)(2)の報告を行った取締役および全従業員等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行いません。

8．監査役監査の実効性確保
(1)監査役（会）は、銀行の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門等と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しております。監査にかかる諸費用については、監査の実効を確保するため予算を措置しております。
(2)監査役（会）は、会計監査人と定期的に情報交換を行うなどにより、効率的な監査を実施しております。また、必要に応じて外部専門家の意見を聴取するなど、適正な監査の実施に努めております。

参考資料「模式図」：巻末「添付資料」をご覧ください。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断いたします。

2．反社会的勢力排除に向けた整備状況
当行は、反社会的勢力に対しては、本部・営業店の連携を強化し、組織的に対応をおこなうとともに警察当局等と連携し、適切な処置を実施するための対応ルールを明確に定めております。
(1)反社会的勢力に対する対応統括部門を総務部総務課とし、本部各部・営業店における反社会的勢力への対応責任者を部長・営業部店長と定めております。
(2)反社会的勢力への対応、情報の収集等にあたっては、外部の専門機関（警察・弁護士・公益財団法人 福島県暴力追放運動推進センター）と連携しております。
(3)公益財団法人 福島県暴力追放運動推進センターからの情報や、新聞報道・営業店等からの反社会的勢力に関する情報については、総務部総務課にて一元管理を行っております。
(4)反社会的勢力への対応については、「反社会的勢力等管理対応マニュアル」を制定するとともに、「コンプライアンス・マニュアル」に反社会的勢力に対する対応について記載し、全従業員等への周知徹底を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明
――

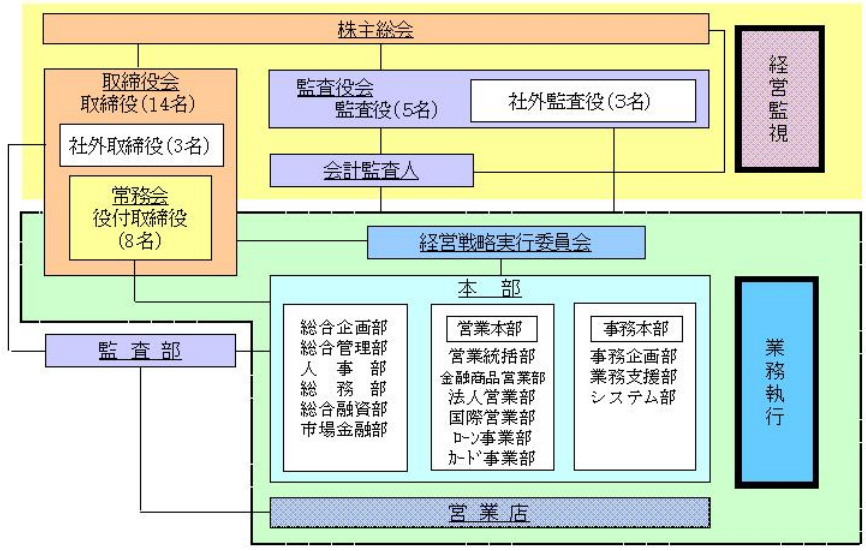
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当行では、当行及び当行の子会社等の重要な会社情報となる内部情報の管理方法を定めた「適時開示規程」を制定し、証券取引所の適時開示規則等に基づいた適時適切な情報開示に努めております。

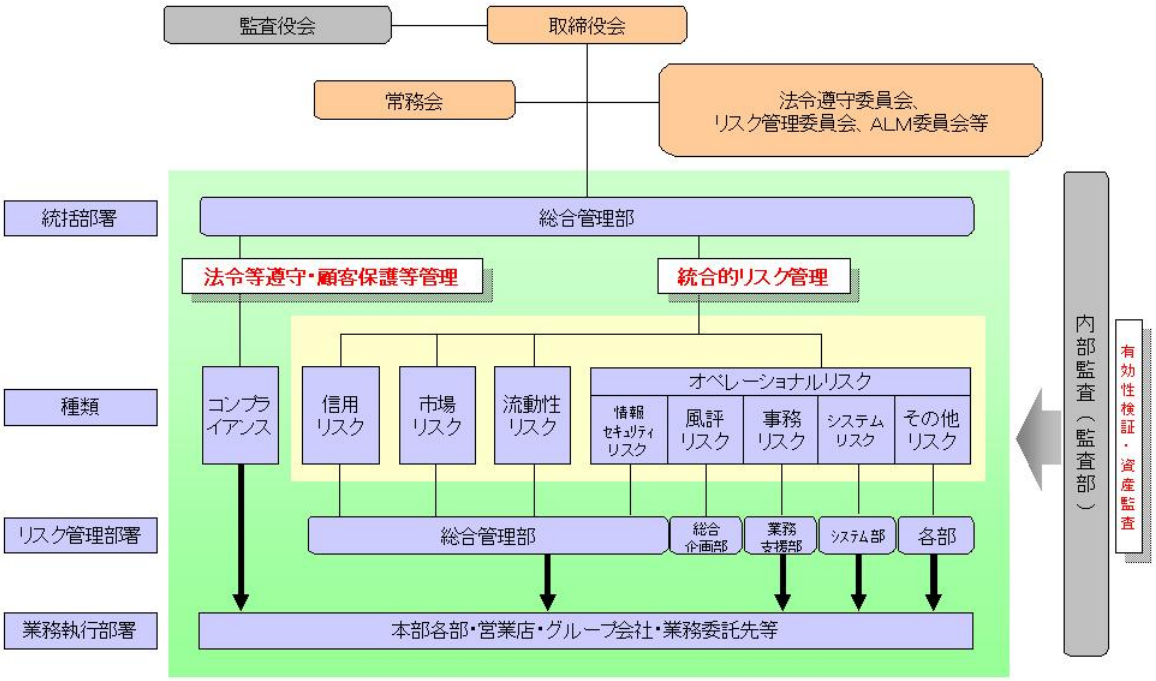
（「適時開示規程」に基づく情報開示体制）
・開示が必要となる重要な会社情報の管理のため、開示担当部署及び開示情報取扱責任者を設置しております。
・開示担当部署を総合企画部、開示情報取扱責任者を会社情報の各所管部署の本部各部長とし、各種会社情報は総合企画部において一元管理される体制となっております。
・総合企画部では、開示情報取扱責任者から報告された各種会社情報について業務担当取締役に報告・協議の上、開示の要否を判断し、開示対象と判断される場合には、頭取の承認を得て、特に重要なものについては常務会または取締役会の承認を得て、速やかに情報開示を行っております。
・なお、適時開示に係る社内体制については、必要に応じ随時見直しを行ない、その充実に努めてまいります。

（平成28年6月24日現在）

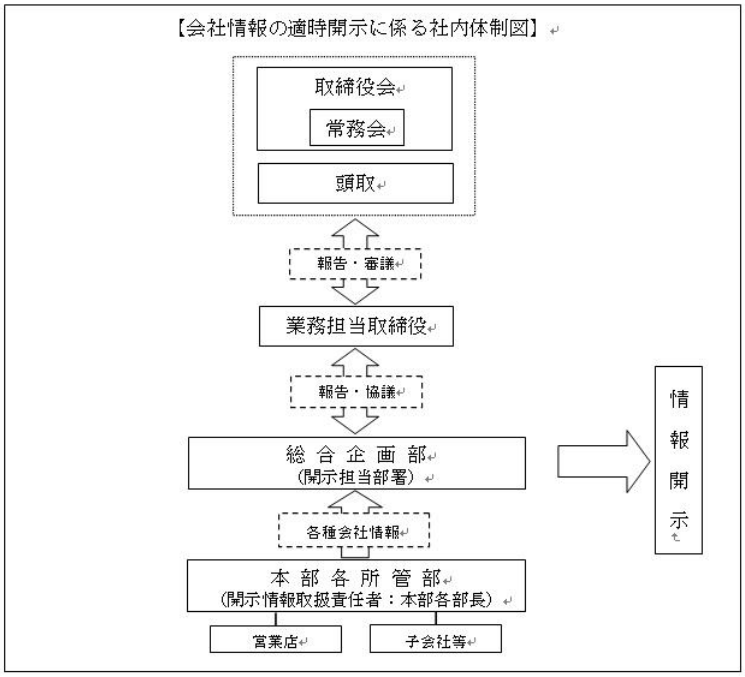
経営上の意思決定・執行および監督に係る経営管理組織、コーポレート・ガバナンス体制



コンプライアンス・リスク管理態勢



適時開示体制


【会社情報の適時開示に係る社内体制図】
取締役会
常務会
頭取
報告・審議
業務担当取締役
報告・協議
総 合 企 画 部
(開示担当部署)
各種会社情報
本 部 各 所 管 部
(開示情報取扱責任者：本部各部長)
営業店
子会社等
情報開示